

(仮訳)

日本とミクロネシア連邦との間の共同声明

(2023年2月2日)

1. 岸田文雄日本国総理大臣と、デイビッド・W・パニュエロ・ミクロネシア連邦大統領閣下は、2023年2月2日、東京で会談を行った。
2. 両首脳は、自由、民主主義、法の支配及び人権を含む共通の基本的な価値と原則に立脚した、両国の伝統的、友好的及び協力的な関係を更に発展させることへのコミットメントを強調した。両首脳は、日本とミクロネシア連邦の外交関係樹立35周年の記念の年に、駐日ミクロネシア連邦大使館の新事務所開設を祝った。

「自由で開かれたインド太平洋」の推進

3. 両首脳は、両国及びそのパートナー国が共有する基本的な価値及び原則に対する挑戦が高まる中、国の規模又は国力にかかわらず、全ての国の権利、自由及び主権が国際法、ルール及び規範により保護される、「自由で開かれたインド太平洋」を実現するためのコミットメントを再確認した。岸田総理は、日本がG7議長国として、法の支配に基づく国際秩序を支持するというG7の決意を示したい旨説明し、パニュエロ大統領は日本のG7議長国への支持を表明した。両首脳はまた、あらゆる形態の軍事的、経済的及び政治的威圧に反対するとともに、有害な偽情報に対抗していくことにコミットした。
4. 岸田総理は、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画で示された、防衛力の抜本的強化及び外交努力の強化に向けた日本の取組を説明し、パニュエロ大統領は、日本のこうした取組に真の理解と全面的な支持を表明した。
5. 両首脳は、東シナ海及び南シナ海における状況に対する非常に深刻な懸念を表明するとともに、地域の安定及び法の支配に基づく国際秩序を損なう可能性のある、力又は威圧により現状を変更し、緊張を高めるいかなる一方的な試みに強く反対することを改めて表明した。両首脳は、非軍事化並びに南シナ海におけるクレイマント国及びその他全ての国による全ての活動における自制の重要性を強調した。両首脳は、国際法、特に国連海洋法条約(UNCLOS)を尊重すること並びに航行及び上空飛行の自由を維持することの死活的な重要性を再確認した。

6. 両首脳は、安全保障と経済との間の横断的な影響に鑑み、経済安全保障の推進における二国間協力を更に強化することを決定した。両首脳は、政治的目的を達成するための経済的威圧に対する懸念及び強い反対を表明し、ルールに基づく国際経済秩序の重要性を強調し、また、経済的威圧への対応における緊密な連携の重要性を強調した。

ロシアによるウクライナ侵略

7. 両首脳は、ロシアによるウクライナに対する違法で、いわれのない、不当な侵略戦争を非難した。両首脳はロシアに対し、直ちに軍を撤退させ、ウクライナの主権と領土一体性を尊重するよう求めた。両首脳は、ロシアの無責任な核のレトリックを非難し、ロシアによるウクライナでのいかなる核兵器の使用も、人類に対する敵対行為であり、決して正当化され得ないことを強調した。両首脳は77年間に及ぶ核兵器の不使用の記録は維持されなければならないことを強調した。両首脳は、ウクライナを引き続き支援し、ロシアの行動に対する責任を追及するとともに、インド太平洋地域を含め、同様の行動が決して繰り返されることのないよう協力することにコミットした。
8. 両首脳は、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であるという見解で一致し、世界のいかなる場所においても、力又は威圧による一方的な現状変更の試みに強く反対する旨表明した。

地域協力

9. 両首脳は、気候変動等の共通の課題に取り組む上で、太平洋島嶼国の一体性と連帯の重要性を強調した。岸田総理は、太平洋諸島フォーラム（PIF）首脳がPIFファミリーの一体性を回復するための解決に向けた対話の継続にコミットしていることを歓迎した。
10. パニュエロ大統領は、太平洋・島サミット（PALM）のプロセスを通じた太平洋島嶼国に対する日本の継続的なコミットメントと支援に対し、深い謝意を表明した。岸田総理は、日本の太平洋のキズナ政策の下、「オールジャパン」による取組を通じて日本と太平洋島嶼国との協力を更に強化するコミットメントを再確認した。両首脳は、（1）新型コロナウイルスへの対応と回復、（2）法の支配に基づく持続可能な海洋、（3）気候変動・防災、（4）持続可能で強靱な経済発展の基盤強化及び（5）人的交流・人材育成の5つの重点分野における協力を共に取り組むコミットメントを再確認した。

ミクロネシア連邦の持続可能な発展のための二国間協力

11. 両首脳は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組の一環として、海洋安全保障を含む二国間の海洋協力の進展を認識した。パニュエロ大統領は、日本の政府及び団体によるミクロネシア連邦の海上保安能力向上のための支援と協力を謝意を示した。パニュエロ大統領は、特にミクロネシア連邦の主権及び資源の保護を支援する小型警備艇4隻の供与に感謝を述べた。
12. 両首脳は、2月2日に東京で行われた経済社会開発計画の下での医療関連機材の供与に関する交換公文の署名を歓迎した。

人的交流

13. 両首脳は、ハイレベルの相互訪問と対話を維持し、友好議員連盟を含む両国の国会議員間の交流を推進する意図を共有した。
14. 両首脳は、ミクロネシア連邦の公立学校における数学教育等の分野においてJICA海外協力隊を追加派遣することを含め、両国間の友好関係を更に強化するため、様々な分野で人的交流が推進されるべきであることを再確認した。

日本人戦没者の遺骨収集

15. 両首脳は平和への決意を新たにした。岸田総理は、日本人戦没者の遺骨収集及び戦没者慰霊碑の維持・管理のためのミクロネシア連邦の寛大な支援に対し、深い謝意を表明した。パニュエロ大統領は、戦没者の遺骨収集の推進のため、引き続き日本に協力する意思を表明した。

国際社会における協力

16. 両首脳は、気候変動対策のために世界的な取組を強化する必要性を認識し、COP27の成果及び最新の関連する気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書を基に協力して取り組むことにコミットした。両首脳は、気候変動が太平洋島嶼国を含む世界にもたらす存亡に関わる脅威であることを強調した。
17. 両首脳は、開発途上国における持続可能な開発を達成するための透明で公正な開発金融の重要性を強調し、全ての関係者に対し、債務の持続性や透明性を

等の国際ルール及びスタンダードを遵守するよう要請した。

18. 両首脳は、北朝鮮の核兵器及び既存の核計画、並びにその他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄の実現に対するコミットメントを改めて表明しつつ、過去1年間の前例のない数の弾道ミサイル発射を含む北朝鮮の進行中の核兵器及び弾道ミサイルの開発を強く非難した。両首脳は、北朝鮮に対し、関連する国連安保理決議の下での義務を遵守するよう求めるとともに、国際社会による国連安保理決議の完全な履行の重要性を強調した。両首脳は、北朝鮮における人権状況に対する深刻な懸念を表明した。両首脳は、また、北朝鮮に対し、拉致問題を即時解決することを求めた。
19. 両首脳は、法の支配に基づく多国間主義への支持を再確認した。両首脳は、国際社会が直面している深刻な課題に対処するため、早期の安保理改革を含む国連全体の強化に向け、共に取り組む決意を新たにした。パニュエロ大統領は、日本が改革された安全保障理事会の常任理事国になるべきとのミクロネシア連邦の立場を改めて表明し、岸田総理は、改革された安保理における日本の常任理事国入りに対するミクロネシア連邦の支持への謝意を表明した。
20. 両首脳は、「核兵器のない世界」の実現へのコミットメントを再確認した。両首脳は、核兵器不拡散条約（NPT）が国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であり、核軍縮の追求及び原子力の平和的利用のための不可欠な基礎であることを再確認した。両首脳は、40年にわたる世界の核兵器数の減少は維持されなければならないことを強調した。この点に関し、パニュエロ大統領は、「ヒロシマ・アクション・プラン」に沿った核軍縮に関する岸田総理の取組を歓迎した。

A L P S 処理水

21. P A L M 9 首脳宣言において P I F 首脳により表明された A L P S 処理水の海洋放出に関する諸点に留意し、岸田総理は、A L P S 処理水の海洋放出は環境及び人の健康に害がないことをしっかり確保した上で実施されることを改めて表明し、日本が国際原子力機関（IAEA）を含む国際社会と協力しつつ、国内外の安全基準に従い、透明性を持って取組を継続することを再確認した。パニュエロ大統領は、P A L M 9 以降に日本が行ってきた取組を認めるとともに、P A L M 9 におけるコミットメントに基づき、P I F の

枠組み及び二国間関係を通じて緊密かつ率直な対話を継続するとの日本の真摯な意向を歓迎した。パニュエロ大統領は特に、道上尚史駐ミクロネシア日本国大使によるALPS処理水に関する実質的な説明が、この複雑な問題に対するミクロネシア連邦の理解に極めて有益であったこと及びミクロネシア連邦が、以前に国連総会で述べたほどの恐れや懸念はもはや有していないことに留意した。パニュエロ大統領は、こうした透明性のある説明と議論が、我々が共有する海洋資産及び資源を傷つけないという日本の意図と技術力へのミクロネシア連邦の信頼を大幅に高めたことを岸田総理に明確にした。